

部活動に係る活動方針

鹿児島県立種子島高等学校

1 基本方針

- (1) 生徒が自主的、自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をする。
- (2) 保護者との連携を密に行う。
- (3) 生徒の健康状態を十分把握し、また活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- (4) 生徒の人権に十分に配慮するとともに、部活動等の楽しさを感じるように心がける。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は、年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を作成する。
- (2) 活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担い、外部指導者とも適切な連携を図る。
- (4) 生徒や職員の負担が過度な場合は、管理職が当該顧問と面談を実施し、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動の顧問は、生徒の心身の管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）に努める。
- (2) 校長や部活動の顧問は、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- (3) 部活動の顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の活動に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い活動を自発的・積極的に行える生徒の育成を図る。
- (5) 心肺蘇生法や AED の講習を開催し、救急救命の能力向上に努める。

4 適切な休養日等の設定

休養日の設定については、学校行事や各部活動の実情（考査前・考査中の部活動停止期間等）を考慮し、計画的に設定する。

- (1) 夏期（3月～10月）の練習時間は、19：00までとする。
- (2) 冬期（11月～2月）の練習時間は、18：30までとする。
- (3) 学期中は、原則として週あたり2日以上（平日に1日、週休日に1日）の休養日を設ける。
- (4) 休日（土・日・祝日・長期休養日）の練習は、原則として3時間以内とし、顧問がつくこと。